

石川県公報

平成25年3月5日

第12575号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正
(出納室) 1

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告
(経営支援課) 1

内水面漁場管理委員会

共同漁業権漁場の平成25年度目標増殖量 2
漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正 3

告 示

石川県告示第76号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、表の株式会社北国銀行中橋支店の項を削る改正規定にあっては平成25年5月18日、同表の株式会社北国銀行京都支店の項を削る改正規定にあっては同年7月20日から施行する。

平成25年3月5日

石川県知事 谷本正憲

表の株式会社北国銀行中橋支店の項及び株式会社北国銀行京都支店の項を削る。

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年3月5日

石川県知事 谷本正憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー新庄店
野々市市新庄6丁目720ほか20筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成24年10月23日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成 25 年 3 月 5 日から同年 4 月 5 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー新庄店

野々市市新庄 6 丁目 720 ほか 20 筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 荷さばき施設の位置及び面積、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成 24 年 10 月 23 日

3 市町村の意見の概要

市町村名 野々市市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

図面上道路 3 について、前店舗営業時に、駐車車両（主に営業車両）が多く見受けられたため、今後はそのようなことが無いよう適切な対応を図ること。

荷さばき場 1 について、トラックにて搬出入を行う場合、トラックが車道にはみ出すものと思われる所以、車道にはみ出しての荷下ろしは避けること。

(2) 騒音の発生に係る事項

夜間の荷さばきによって騒音が発生する可能性があるため、環境基準を遵守し、苦情発生時には、適正かつ迅速な対応を図り、解決に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業系廃棄物は、減量・再資源化を心がけ、法令に基づき適正に処理すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成 25 年 3 月 5 日から同年 4 月 5 日まで

内水面漁場管理委員会**石川県内水面漁場管理委員会告示第 1 号**

平成 25 年石川県告示第 1 号に掲げる共同漁業権漁場の平成 25 年度目標増殖量を次のとおり定める。

平成 25 年 3 月 5 日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目標増殖量										
	増殖手法										あゆ 産卵床
	放流										
あゆ	こい	ふな	いわな	やまめ	やまめ (さくら ます)	うなぎ	わか さぎ	ぬま ちちぶ	てなが えび	かじか	m ³
内共第 1 号 (大聖寺川)	800 kg (229,000)	尾	尾	尾	20,000	尾	kg 12,000	万粒 10	尾	尾	尾
内共第 2 号 (柴山潟)		30,000	25,000				25				
内共第 3 号 (動橋川)	350 (100,000)	2,500	2,500	5,000		5,000	20		2,000	5,000	2,500
内共第 4 号 (大杉谷川)	88 (25,000)			10,000	10,000						
内共第 5 号 (手取川・大日川)	1,365 (390,000)			11,000		22,000					5,000

内共第6号 (直海谷川)				18,000	15,000							
内共第7号 (瀬波川)				19,000	4,000							
内共第8号 (尾添川)				15,500	1,000							
内共第9号 (御坊谷川)				1,800	1,000							
内共第10号 (大日川)				10,000	4,000							
内共第11号 (下田原川)				27,000	8,000							
内共第12号 (赤谷川)				27,000	8,000							
内共第13号 (手取川)				70,000	10,000							
内共第14号 (大嵐谷川)				1,000	1,000							
内共第15号 (小嵐谷川)				1,000	1,000							
内共第16号 (犀川)	850 (243,000)			5,000		15,000				5,000	5,000	
内共第17号 (浅野川)	920 (263,000)			3,000		7,000				3,000		
内共第18号 (森下川)	100 (29,000)					3,000						
内共第19号 (大海川)	210 (60,000)			5,000		5,000						
内共第20号 (邑知潟)			18,000									
内共第21号 (赤浦潟)		10,000						100				
内共第22号 (河原田川)	230 (66,000)										750	
内共第23号 (町野川)	217 (62,000)	3,000								2,000		
計	5,130 (1,467,000)	45,500	45,500	249,300	63,000	69,000	55	100	2,000	5,000	12,500	10,750

注1 コい及びふなについては、1尾の全長の平均を5cm以上とする。

2 いわな及びやまめについては、1尾当たりの重量を3g以上とする。

3 あゆの尾数については、1尾当たり3.5gとしての換算概数とする。

4 ぬまちちぶについては、1尾当たり5gとしての換算概数とする。

5 てながえびについては、1尾当たり4gとしての換算概数とする。

6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止(平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成25年3月5日

石川県内水面漁場管理委員会

会長 又野康男

2中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

